

○**県民の日を定める条例**

昭和46年10月15日条例第58号

目次

標題

発令

公布文

題名

目本則

第一条（趣旨）

第二条（県民の日）

第三条（県の行事）

第四条（県民等の協力）

第五条（使用料の免除）

制定附則

県民の日を定める条例をここに公布する。

県民の日を定める条例（趣旨）

第一条 県民が、県の歴史を

印刷モード

終了